

医療費通知に関するよくあるお問い合わせ Q&A

No. 1：医療費通知とはどういったものか。なぜ送られて来たのか。

医療機関等からの請求に基づいて、受診した際にかかった医療費の内訳をお知らせするものです。受診した医療機関等の確認や、実際にかかった医療費等を確認いただくことで、医療費負担の仕組みや皆さまの健康に関する認識を深めていただくためにお送りするお知らせです。

また、医療費控除の申告にもご活用いただけます。

No. 2：受診したはずの医療機関が通知書に記載されていないのはなぜか。

医療費通知は、対象期間に医療機関等より受け付けた診療報酬明細書等に基づいて、作成されています。

- ・医療機関から診療報酬明細書の提出が遅れている場合
- ・診療報酬明細書に不備があった場合
- ・請求内容に疑義があり審査中の場合
- ・医療機関に差し戻しをしている場合

は、医療費通知に記載がありません。

No. 3：医療機関等名称の項目が空欄のものがあるがなぜか。

補装具の情報が掲載される場合、医療機関等名称の項目が空欄となります。

※補装具…医師が、病気やけがの治療に必要と認めた関節用装具やコルセット等

No. 4：医療費通知と領収書の金額が一致しないのはなぜ？

考えられる理由は、以下のとおりです。

- ・医療費通知の患者負担額は1円単位で計算していますが、医療機関の窓口の患者負担額は、10円単位（10円未満四捨五入）のため、違う場合があります。
- ・医療費通知に記載している金額は保険診療分のみのため、保険外診療の費用を負担された場合は、差異が生じます。
- ・被保険者の皆さんが窓口で患者負担額を支払った後、審査機関において審査され、診療報酬明細書の金額が修正される場合があります。

No. 5：今年度に亡くなった被保険者に医療費通知は発送されるのか。

令和8年1月下旬までに、死亡により資格喪失された被保険者については、医療費通知が発送されません。

受領申立人等で医療費通知が必要な方については、医療費通知発送予定日以降に医療費通知専用コールセンター（TEL：086-206-1717）へ発行依頼をお願いします。

No. 6：医療費通知の内容をすぐ知りたいので、FAXで送ってもらえないか。

医療費通知には個人情報が含まれており、誤送信防止のためFAXにて送信することはできない決まりとなっております。ご了承ください。

No. 7：医療費通知の内容をすぐ知りたいので、電話で教えてもらえないか。

医療費等を電話でお伝えすると、言い間違いや聞き間違いの発生により、誤った内容で認識されてしまう可能性があるため、電話ではお伝えできない決まりとなっております。ご了承ください。

No. 8：確定申告に早めに行きたいため、年間の医療費通知を早めに受け取りたい。

保険診療の仕組み上、医療機関等の受診情報を広域連合において確認できるのは、最短でも診療月の翌々月となります。そのため、12月診療分の情報が確認できる2月からコンピュータでのデータ処理や印刷、封入封緘作業を開始するため、確定申告前に余裕をもって通知をお送りすることができません。ご了承ください。

※受診情報の流れ

